

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

12番 渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

会計年度任用職員制度について、虐待防止策について、以上2点であります。

一問一答方式でお願いいたします。

1点目の質問は、会計年度任用職員制度についてであります。

令和元年第4回12月定例会に条例が制定され、地方公務員法、地方自治法の改正に伴い、2020年4月より臨時・非正規職員の新たな任用制度となる会計年度任用職員制度が施行されます。全国で約64万人に上り、国が進めている同一労働・同一賃金の原則が制度改正の根底にあるとされています。そのために、総務省は来年度予算で約1,700億円を地方財政計画に計上しています。臨時・非正規職員は、町の行政サービスを維持するために重要な役割を担っており、処遇改善を行うべきであります。しかし、多くの非正規で働いている職員の皆さんは、任用形態、労働条件など、新しい制度に期待と不安を持っています。また、全国の自治体で任用職員の格差があり、ボーナス支給のために人件費が増加するのを嫌い、非正規職員の月給を減らし、その分をボーナスに充当しようとする自治体もあると聞いております。何のための働き方改革なのか、疑問を持ってしまいます。

それでは、質問に入ります。

本町の会計年度任用職員数、フルタイム、パートタイム、会計年度勤務時間、また職種などを伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の会計年度任用職員の職員数、勤務時間、職種についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては現在のところ、全ての会計年度任用職員について、これまで任用してきた臨時職員、嘱託職員と同じ、原則8時30分から17時までの7時間30分以内を勤務時間とする予定としており、常勤職員より短い勤務時間とするパートタイム会計年度任用職員として任用することとしています。

職員数につきましては、行政サービスを維持するため、令和元年度の臨時職員、嘱託職員の合計職員数と同程度の100名程度を任用する予定としております。

職種につきましては、令和元年度に一般事務職、看護師、管理栄養士、介護保険関連の相談支援員や認定調査員、小・中学校の学力向上支援員、小・中学校、幼稚園の特別支援教育支援員、幼稚園の講師、法務監、小学校の用務員等を臨時職員、嘱託職員と任用しており、新年度でも同様の職種を会計年

度任用職員として任用する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

町の非正規職員はただいまの答弁で100名ということで、パートタイム会計年度任用職員ということになるということでございます。100名の皆さんは、今日まで行政サービスを維持するために自治体運営に欠かせない存在であり、多くの職種の中で頑張っておられることに感謝を申し上げたいと思います。

また、どこの自治体も正規職員の約4割から5割が非正規職員であります。その原因は、行財政改革で正規職員が減少し、54万人も減少いたしました。一方では、地方分権、また少子・高齢化対策など行政の需要は増加し、苦肉の策として行ったのが非正規職員の拡大だと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

導入に当たって、町の基本的な考えを伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の導入に当たって、町の基本的な考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の地方公務員法の改正は、地方行政の重要な担い手となっております特別職、非常勤職員、臨時的任用職員について、任用根拠の明確化とともに適正な運用、勤務条件を確保するため、新たに一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用服務規程等の整備を図るとともに、任用要件の厳格化を目的としたものであると認識をしております。

会計年度という短期間の任用を前提とした職でありますことから、原則として正規職員の補助的業務を担う職ではありますが、本町におきましても会計年度任用職員は町行政の重要な担い手でありますので、給料、報酬につきましてはこれまでどおりとさせていただき、期末手当部分について増額をし、不利益が生じることのないよう、適正な勤務条件を確保させていただく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

町の基本的な方針に、正直言って安心しています。報酬は変わらないが、期末手当、ボーナス、支給しますということで、非正規職員にとっては官製ワーキングプアの解消、ひいては安心した行政サービスに繋がると思っています。

そこで、再質問させていただきます。

任用や再任用についての指針を伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員の再度の任用につきましては、勤務実績の評価、面接等を行い選考することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

任用とか再任用、本当に再任用になりますと、経験とか色々な知識等も持っておられるという部分で本当に大切かなあという風に思っておりますので、どうぞ、その点よろしく配慮していただければという風に思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町が負担する財源はどのぐらいですか。また、導入に係るシステム導入コストについて伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の町が負担する財源はどのぐらいですか。また、導入に係るシステム導入コストについてのご質問に答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員の人件費につきましては、新年度予算では、給与、報酬として例年並みの約1億9,000万円を予算計上させていただいておりますが、これまで国の費用負担の方法や割合が明らかにされておりましたので、今回導入される期末手当の増額部分の費用につきましては予算計上できておりませんので、今後、補正予算で計上していきたいと考えております。

本町におきましては、会計年度任用職員の期末手当増額分の総額は約6,000万円となる見込みで、会計年度任用職員の人件費の総額は約2億5,000万円となる見込みです。国においては、この期末手当の経費に対してのみ普通交付税の算定に算入される見込みとなるようですので、国の負担割合につきましては明らかにされておられません。

また、システム導入をする予定はありませんので、システム導入コストはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

国の働き方改革ということで、同一労働・同一賃金が根底にあると言われていますが、非正規職員の処遇改善の今回これが一つの大きな改善内容になるんじゃないかなと、そのように思っております。やはり、質の高い行政サービスは働く人が安心して働ける環境が必要だと思っておりますし、町のほうも、今の答弁をお聞きしました。そのように考えておられるということに、大変に今後期待をするものでございます。

ところで、4月から会計年度職員制度が始まり、この新しい制度ですので、該当する職員、会計年度任用職員の皆さんには説明はされるのでしょうか。その点、よろしく願いいたします。再質問です。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

現在のところ、条件面とかの大きな変更はありませんので、説明する予定はありませんが、文書等で説明文書を配付させていただき、分からないところとか疑問点、不明点があれば町長公室の方に問い合わせさせていただく形をとりたいと思います。

また、色んな分野に会計年度任用職員の方がおられますので、一遍に集まっていたかどうかということもちょっと難しいと考えておりますので、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

基本的に、今の質問で、一つ大きく変わるのは期末手当が出るということで、これは年間2回なのでしょうか。もし、何月に出るという部分が分かりましたら、お答えしていただければという風に思っております。お願いいたします。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、正規職員と同じ、1年のうち2回を予定しております。支給月は6月と12月を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、2点目の質問に移ります。

2点目は、虐待防止策についてであります。

平成30年9月定例会に一般質問を行い、今回で2回目でございます。新聞やテレビで、毎日のように悲惨な虐待事件が起きています。また、残念ではございますが、本町におきましても2件の虐待事件が起きてしまいました。心が痛みます。

それでは、質問に入ります。

虐待防止マニュアルはありますか。

前回の質問の答弁では、マニュアルは検討しておられるということでした。

その後、どのようになっていますか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の虐待防止策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

1点目の虐待防止マニュアルについてですが、先の一般質問でもご質問いただき、本町独自の児童虐待防止マニュアルの作成について検討してまいりましたが、本町においても虐待事案が発生し、実情に応じたマニュアル作成に向けて県にご協力いただきながら、まずは本町で起こった児童虐待事案の検証を行っているところです。今後は検証を重ねるとともに、その結果をまとめ、本町の課題を明らかにした上で、香川県小児科医会の児童虐待防止ワーキンググループに所属されている医師や県、児童相談所、学校など各関係機関にご協力及びご助言いただきながら、課題解決に向けた対策も含めたマニュアル作成に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、2月9日の読売新聞なんですけども、虐待児保護定員超過2割ということで、緊急に急いで子供を預かる児童相談所が、一時保護所が定員がオーバーで、もうどのように対処していいのかわからないということが新聞に載っておりました。こういうことも含めて、本当に保護しなければならない緊急なことも多分にあるかと思しますので、そういったところも含めて虐待防止マニュアルを早く作成していただければという風に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

こども支援係が新設されたことですが、内容を伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員のこども支援係の業務内容についての質問に答弁をさせていただきます。

平成30年4月の機構改革に伴い新設されたこども支援係では、旧福祉保健課の福祉係が担当していた保育所及び放課後児童クラブに関すること、ひとり親家庭への支援に関すること、児童手当等各種手当に関することに加え、新たに乳幼児等医療費助成に関する事務を担当しているほか、児童虐待件数の増加を背景に、児童虐待の対応や18歳未満の子供に関する全般的な相談対応、また児童相談所や警察をはじめ、学校や医療機関など関係機関との連携及び調整を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

このこども支援係という部分で、私思うんですけども、子供一人一人に寄り添う、詳細に把握ができ、早期に問題解決につながるということで期待しておりますので、お願いしたいと思えます。

それでは、次の質問でございますが、産前産後鬱に対する支援について伺い

ます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の産前産後鬱に対する支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、産前鬱の支援については、母子健康手帳交付時の面談でリスクアセスメントをし、それぞれ個別に支援計画を立てております。具体的には、過去に鬱病などの精神疾患の既往がある方や家族関係に問題を抱えている方など、支援が必要な妊婦に対し、地区担当保健師が定期的に電話連絡や訪問等で支援をしております。さらに、来年度より妊娠期から子育て期において担当助産師が継続的に家庭訪問を行う養育支援訪問事業を実施する予定であり、地区担当保健師と助産師が連携し、妊婦やその家族に対し出産に向けての不安解消と安心して子育てできる環境整備について支援してまいります。

次に、産後鬱への支援についてですが、産後鬱病は出産後数週間から数カ月以内に出現し、産後1カ月頃が発症のピークとなっていることから、産婦の心身の健康状態の確認及び産後鬱の早期発見のため、今年度より産後2週間と産後1カ月の産婦を対象に出産した医療機関において産婦健康診査を実施しております。健診の際には、産後鬱病のスクリーニングとして自己記入式のアンケートを実施し、産後早期介入の必要性や産後鬱病の疑いについて判断しております。中でも、支援が必要なケースについては地区担当保健師が継続的にかかわり、産後間もない母親の体調確認や赤ちゃんの発育等も含めて支援しております。今後、医療機関や子育て世代包括支援センター等関係機関との連携をより一層密にし、産後鬱病の早期発見と早期介入、さらには児童虐待の発生防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、再質問になろうかと思いますが、この産前産後鬱になるという部分の要因というのは、原因は色々あるとは思いますが、主としての部分が分かりましたら教えていただきたいのと、それから鬱支援件数は何件ぐらいあったのか。また、今後はどのように発症状況、増えていくとは思いますが、その部分も質問です。

それから、産前産後、どちらが鬱になるケースが多いのかということで質問です。よろしくをお願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、産後鬱の発症の要因となることですが、出産後、ホルモンバランスが不安定になることによりまして気分が沈んだり、日常生活で興味や喜びがな

くなるといった症状が出ます。また、食欲の低下や不眠などの症状が現れております。これらは全て、出産によるホルモンバランスが崩れることによつて起こると考えられております。

産後鬱の支援の件数でございますが、本町におきましては母子健康手帳を発行する際にヒアリングをさせていただいております。そして、全ての妊婦さんに個別支援計画を立てております。今年度につきましては、今までのところ110件となっております。その中で、リスクアセスメントをした結果、要支援が必要、ハイリスクと診断された方に関しまして、妊婦の方が今29件、要支援台帳に記載して個別に支援しております。また、産後鬱の可能性が高いハイリスクの方につきましては、今のところ22件となっております。

あと、産後鬱と産前鬱、どちらの発症の可能性が大きいかということですが、どちらもそれぞれの方の要因があると思いますので、どちらが高いというのは一概にはお答えできないんですが、産後鬱の場合は核家族化している中で、子育ての支援が受けられない中で一人で子育てで不安を抱えて、その中でホルモンバランスが崩れることによりまして鬱になるということがありますので、家庭環境の変化によりまして発症の数も多くなってくるのではないかなという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

主な要因とか、そういう部分も色んな家庭環境とか、色々ケースが多様化になってきているという部分があるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

虐待を繰り返す親の回復プログラムを実施できる体制が必要と思うが、できていますか、伺ひます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の虐待を繰り返す親の回復プログラムについてのご質問に答弁をさせていただきます。

虐待を繰り返す親への対応については、保護者と子供の分離が必要と判断される重度虐待事案であります。そのような重度虐待事案については、児童相談所において、児童虐待事案の保護者支援として施設入所等により分離していた子供が家庭復帰する際、親子関係を再構築する目的として家族再統合プログラムが実施されております。プログラムの具体的な内容は、保護者が子供を虐待した理由を振り返り、虐待の仕組みを理解した後に、保護者が描く家族の未来像に向けて保護者自身が立てた目標やその計画を実行していくものであり、虐待の再発防止と健全な親子関係の構築のためのプログラムで

す。また、子供が家庭に戻った後も、児童相談所のケースワーカーが定期的に面談を実施し、保護者を継続的に支援しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに、虐待された子供を保護することも大切ですが、虐待するということはやはり繰り返されるという可能性は多分にあると思いますので、回復プログラムという部分でそういう部分を関係機関と共有するという部分も必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後の質問です。

今後の課題について、町の考え方を伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

家庭環境が複雑化し、児童虐待事案が増加傾向にあるという背景を受け、国が示した児童虐待防止対策の一つとして、市町において子ども家庭総合支援拠点の整備や相談体制の強化が求められています。現在、本町においては子ども支援係に保健師と社会福祉士の専門職を配置し、支援拠点の人員配置要件は整っておりますが、相談場所の確保など設備面において要件を満たしていません。そのため、現状においては窓口での個別相談の充実を図り、設備が整い次第、支援拠点を設置したいと考えております。

また、児童虐待だけでなく、不登校や非行など子供を取り巻く問題が複雑化している現状により、今後も児童相談所を初め各関係機関との連携強化に努めるとともに、担当職員の専門知識の向上と相談技術のスキルアップを図ることも必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今後の課題も本当にたくさんあるということ、一ついじめ、また虐待等もありましたら、その取り巻く環境、そういう部分はすごく関連してきているなという風に思っております。民生委員さんとか児童委員さんも含めて、私の方にも問い合わせをされたり、また健康福祉課の方にも、私直接課長の方からも色々とお話しして参考にさせていただく部分があるんですけども、今後はこういう意味でしっかりと町と家庭と、そして地域も含めて、学校も含めて共有という部分にしなければ絶対に減少に繋がらないという風に思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で私、一般質問は終わらせていただきます。有難うございました。